

アプリや資料の配付につきまして

1. アプリや資料の著作権

- ・作成したアプリや資料の著作権は、それぞれの作成者にあります。

2. 「はあもにい」が行うこと

- ・「はあもにい」は、作成者の了解を得た上で、完成したソフトをフリーソフトとして、資料はPDFとして配布します。

3. インストール台数について

- ・配布されたアプリは、当該機関（教育・医療・療育など各機関）では、何台でもコピー、使用することができます。台数に制限はありません。

4. 資料の扱いについて

- ・配付された資料の当該機関（教育・医療・療育など各機関）でのプリント、パソコンやタブレットなどでの閲覧の台数に制限はありません。

5. 二次配布の禁止

- ・アプリ、資料とも、教育機関・医療機関・療育機関・個人宅を超えた二次配布は禁止します。ご希望の方が直接に「はあもにい」までお申し込みください。

6. 機関から個人宅への配布について

- ・学校・医療・療育機関などで使用したアプリを、ご家庭でご使用になりたい場合には、当該機関の判断のもと、配付を認めます。ただし、その先の配布（個人宅から他者への配布）はお控えください。使用にあたっては、使用される方の状況をよく把握され、使用が適切であると判断された場合にのみ、アプリをお渡しください。

7. 逆コンパイル、改変の禁止

- ・アプリの逆コンパイル、改変、改変したアプリの再配布はお控えください。

8. その他

- ・「はあもにい」では、開発したアプリ、作成した資料の扱いについて、上記1～7を基本とします。各アプリや資料によって扱いが若干異なることもあります。その場合には、各アプリ・資料の説明ページに記載します。特に記載がない場合には、この規定に従うものとします。

平成31年3月7日(木) 制定